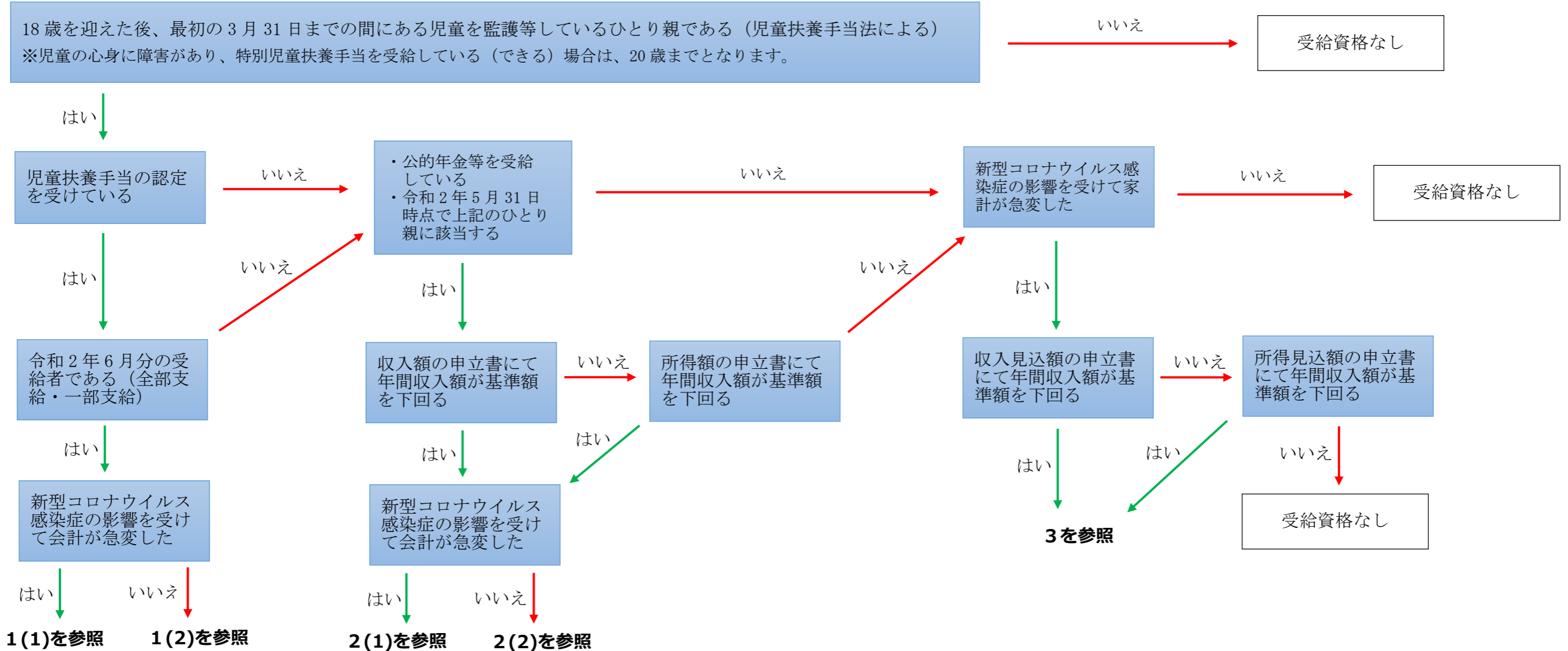


ひとり親世帯臨時特別給付金 支給要件確認フローチャート

(ここからスタートです)



対象となる給付と申請に必要な書類を記載しています。
 なお、申請に必要な書類については、対象者ごとに、児童扶養手当の認定状況や家族構成などにより異なります。
 申請書や申立書にも記載されており、下記の書類のほか追加で必要なものや、不要なものもありますので、提出の前には必ずご確認ください。

- 1(1) 基本給付+追加給付**・・・《提出書類》追加給付申請書
- 1(2) 基本給付のみ**・・・《提出書類》なし
- 2(1) 基本給付+追加給付**・・・《提出書類》基本給付申請書(公的年金給付等受給者用)・収入額申立書 or 所得額申立書・戸籍謄本・令和元年度所得証明書類・追加給付申請書
- 2(2) 基本給付のみ**・・・《提出書類》基本給付申請書(公的年金給付等受給者用)・収入額申立書 or 所得額申立書・戸籍謄本・令和元年度所得証明書類
- 3 基本給付のみ**・・・《提出書類》基本給付申請書(家計急変者用)・収入見込額申立書 or 所得見込額申立書・戸籍謄本・令和2年2月以降の収入額がわかるもの(給与明細等)

※扶養義務者(直系血族および兄弟姉妹)が同居している場合は、扶養義務者の収入(所得)額申立書及び金額がわかる書類も必要です。
 ※児童扶養手当の認定を受けている場合は戸籍謄本を、平成31年1月1日に住民票が桜井市にある場合は所得証明書を省略することができます。